



議案第三十七号

今泉地区農道舗装事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

記

- 一、 工事の名称 単県今泉地区農道舗装工事
- 二、 工事の場所 東伯郡三朝町大字今泉地内
- 三、 工事の概要 舗装延長二〇〇メートル 幅三メートル（一部四メートル）
アスファルトで舗装する。
- 四、 事業費 二、〇六〇、〇〇〇円
- 五、 事業の実施方法 請 負
- 六、 工事の時期 昭和五十年 度